

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、松橋小学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・地震その他の災害の予防と人命の安全並びに被害の軽減防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、松橋小学校に勤務する者、及び登校する児童、その他出入りする全ての者に適用する。

(防火管理業務の一部委託)

第3条 休日及び夜間の防火管理については、(株)ホームセキュリティ熊本(096-322-2000)に委託し実施する。

- (1) 警備方法は、機械、巡回、その他警備とする。
- (2) 火災等の異常発見時は、消防署、防火管理者に連絡する。

(管理権原者の権限と業務)

第4条 管理権原者は、松橋小学校の防火管理業務について、全ての責任を持ち、次の業務を行う。

- (1) 管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる者を防火管理者として選任して業務を行わなければならない。
- (2) 防火管理者が消防計画書を作成(変更)する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火管理上の建物構造等・消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出(改正の都度)
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防署への指導要請
- (3) 防火対象物の点検の実施及び監督並びに消防機関への報告(特例期間中は除く)
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (5) 建築物、火気使用設備・器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (6) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (7) 収容人員の把握と安全管理
- (8) 消防用設備等の設置位置及び火災等の発生時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
- (9) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (10) 法令に基づく消防機関に対する報告及び届出等
- (11) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(火元責任者の指定)

第6条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
担 任	各教室	・火気使用設備器具の管理 ・電気設備器具の安全確認 ・消防用設備等の管理 ・避難経路の確保 ・地震時の出火防止 ・その他火災予防上必要な事項
中原 洋介	校長室・職員室	
小塚富美代	事務室・会議室	
上村 佐織	保健室	
久永あゆみ	図書室	
陣 大志	体育館・体育倉庫	
各 主 任	特別教室	

- 第7条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し安全を確認する。
 - (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
 - (3) 工事等で火気を使用する場合は、防火管理者の許可を得て行う。
 - (4) 灰皿、吸いがらの後始末を完全にする。
 - (5) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、容易に開放できるようにしておく。
 - (6) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
 - (7) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
 - (8) 健康増進法第25条の定めにより、学校敷地内は禁煙とする。

(法定点検及び自主点検)

第8条 法定点検及び自主点検は、次により実施する。

- (1) 防火対象物定期点検
点検は年1回5月に株式会社雄光に依頼して実施する。
なお、特例認定期間中は、点検を省略することができる。
- (2) 消防用設備等の法定点検

点 検 対 象	点検実施日		点 検 員
	機器点検	総合点検	
消 火 器	5 月	1 1 月	株式会社雄光と点検保守契約を結び点検、整備を実施する。
屋内消火栓設備			
自動火災報知設備			
非常警報設備（放送）			
避 難 器 具			
誘 導 灯			

- (3) 建物等及び消防用設備等の自主検査

検 査 対 象	実施月（年4回）	検 査 員
建 築 物	4 月	中原 洋介 小塚 富美代
火気使用設備等	7 月	
危険物施設	1 0 月	
電気設備	1 月	
防火・避難設備		
消防用設備等		

- (結果の記録及び報告)
- 第9条 第8条の点検結果は、「防火管理維持台帳」に記録しておくとともに、消防用設備等及び防火対象物の点検結果については、3年に1回消防長に報告する。
- ※ 平成27年5月報告予定。次回は平成29年5月に行う。
- また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

- (自衛消防組織と任務分担)
- 第10条 宇城市立松橋小学校の自衛消防組織として、防火管理者を隊長として、次の任務分担により自衛消防隊を組織する。

担 当	任 務 分 担
自衛消防隊長	・ 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたる。 ・ 火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等を消防隊に報告する。
連絡通報係	・ 消防機関への通報又はその確認を行う。 ・ あらゆる物を活用し、火災発生を知らせる。 ・ 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供を行う。
消 火 係	・ 消火器等を使用して消火活動を行う。
避難誘導係	・ 非常口を開放し避難誘導にあたる。 ・ 避難終了後、人員確認、その結果を自衛消防隊長に連絡する。
救 護 係	・ 救護所の開設、負傷者の応急処置を行う。

- 2 休日・夜間用自衛消防隊（通常の勤務態勢でない場合）
編成は、勤務者の最上位者を消防隊長として、上記の任務分担により編成する。

（避難経路図等）

第 1 1 条 自衛消防組織図及び消防用設備等の設置位置並びに屋外へ通じる避難経路図及び避難場所を作成し、見やすい場所に掲示して全職員に周知徹底する。

（震災予防措置）

第 1 2 条 地震時の災害の発生を予防するため第 6 条から第 9 条に定めるほか、次のことを行う。

- （1） 建物及び建物に付随する施設等（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- （2） 火気使用設備器具等の転倒防止措置
- （3） 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

- 2 防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物、火気使用設備・器具等の点検又は検査を行い、その安全性を確認する。

（地震時の活動）

第 1 3 条 地震時の活動は、第 1 0 条に準じて行うほか、次によるものとする。

- （1） 防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- （2） 避難は、防災機関からの避難命令または防火管理者の判断により開始する。
- （3） 避難場所は本校運動場とする。津波が想定される場合は岡岳に避難する。なお、誘導には避難誘導係があたる。

（防災教育及び訓練）

第 1 4 条 防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

区 分	実施日	備 考
部 分 訓 練 (消火・避難)	5 月	消火・避難誘導訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動を確認する。
総 合 訓 練	1 2 月	消火・避難誘導・通報訓練を連携して総合的に行う。
防 災 教 育	5 月	火災予防上の遵守事項、従業員の任務、火災予防上必要な事項等について確認する。

- 2 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は「消防訓練実施計画報告書」を、実施した場合は「消防訓練実施結果報告書」により報告するものとする。

附 則

この計画は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。